



金沢市公報

第2670号の3

平成22年(2010年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第17号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成22年10月1日

金沢市監査委員 中 島 秀 雄

収 監 査 第 70 号
平成22年9月30日
(2010年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員 中 島 秀 雄

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成22年8月4日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

平成22年8月4日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 平成20年6月12日に改正された金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)によって、会派交付から議員交付となり、議員月額が25万円から18万円に減額となり、領収書等が添付されることとなった。

ところが、平成21年5月1日現在の中核市の議会の議員月額は平均11万円弱であり、金沢市議会及び金沢市長に対し、ただちに月額7万円減額等の要望を行ったが無視されている。

イ 人件費は、「議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」であるが、すべての議員が調査研究活動をしているとの前提で、森尾嘉昭議員及び升起よみ議員以外の25名の議員は、補助する業務の具体的な内容を記載した証拠書類を添付しておらず、支出証拠書類だけでは、政務調査費支出であるとは認められない。

また、「発送業務」、「あて名書」、「通信発送業務」及び「議会パソコン原稿入力料」は、議員が行う調査研究活動補助業務ではなく、政務調査費支出とは認められないため、目的外の違法支出である。

ウ 事務所費は、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例）事務所の賃借料及び維持管理経費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」であるが、賃貸借契約事務所の各領収書には議員が行う政務調査活動のために必要な事務所であるという証拠書類は皆無であり、証拠書類がない以上、政務調査費の事務所費支出とは認められない。

とりわけ、上田章議員及び苗代明彦議員は、議員本人の持ち物を借りた形にして公金を取得しており、木下和吉議員、升起よみ議員、宮崎雅人議員、宮保喜一議員は、妻、娘、親戚の持ち物を借りて公金を取得している。

よって、賃貸借契約事務所は、各議員の後援会活動用の事務所と推認されるので、目的外の違法支出である。同様に賃貸借契約駐車場についても、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所専用駐車場であるという証拠書類の添付はないので、目的外の違法支出である。

エ 資料作成費は、「議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（例）印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費及び賃借料」であり、山野之義議員の「領収書（No.222）」は、読后感想文集発行支出であり、議員の行う調査研究活動のために必要な資料作成とは認められず、松村理治議員の「領収書（No.196）」は、あて名に「松村理治後援会事務所」と記載されており、後援会活動の経費であって資料作成費ではないので、目的外の違法支出である。

オ その他の経費は、「上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費（例）携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等」であるが、車リース料を支出している議員は、議員の行う調査研究活動に必要なものと証拠書類を添付していないので、政務調査費支出とは認められない。

カ 自己資金が最も多い安居知世議員については、携帯電話購入費やコンサートチケット代金等の政務調査費とは認められない目的外の個人支出があり、違法支出である。

キ 人件費及び事務所費の合計額が政務調査費の支出合計額の3分の1以上となっている議員は、金沢市議会議員40名の半分の20名もあり、本来の調査研究のために使う割合より人件費及び事務所費に対する支払いが多いということは、本来の調査研究活動に使う必要がないという証拠であり、人件費及び事務所費の支出も本来の政務調査のための支出ではないことを裏付けるものである。これらの違法支出実態は、政務調査費を使い切れない証拠でもある。

ク 条例は、議員に対し交付すると規定し、改正に伴う金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の用途基準について「会派共用費」が項目に加えられている。会派共用費は、「所属する会派において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費」であるが、条例の趣旨を逸脱している規則の規定は無効であり、「会派及び議員交付」として会派共用費は会派に対し交付し、経理責任者が管理すべきである。

ケ 政務調査費は、改正前の条例制定時において会派に交付していた市政調査研究費補助金25万円をそのまま政務調査費の金額としたものであり、ただちに月額11万円とする暫定措置をとるとともに、個別外部監査を行い、政務調査費の支出実態を把握した上で、適正な金額に改めるべきである。

(2) 措置要求の要旨

ア よって、請求人は、金沢市長が、金沢市議会議員32名に対し、違法支出金額18,508,726円のうち、自己資金分を除いた15,167,499円を返還するよう勧告することを求める。

イ 政務調査費支出実態把握のための個別外部監査をただちに実施する措置をとり、金沢市議会議長に対し、ただちに議員月額7万円減額の暫定措置並びに会派及び議員交付とする条例改正等必要な措置をとるよう勧告することを求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

人件費の問題点

賃貸借契約事務所の問題点
事務所費？賃貸借駐車場
その他の経費 車リース料
明らかな違法支出
中核市の議会における 議員報酬&政務調査費
金沢市議会議長あて 「要望書」
金沢市長あて 「要望書」
金沢市議会政務調査費の交付に関する条例
金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
平成20年度政務調査費収支報告書
平成20年度政務調査費出納簿（上田章議員の1枚目）

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

(3) 個別外部監査を求める理由

議員選出監査委員2名の除斥で、金沢市監査委員2名による監査となるので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の43第1項に基づく個別外部監査を求める。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、識見選任の篠田健委員、議員選任の玉野道委員及び中西利雄委員については、本件請求に直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

平成22年8月4日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月20日に受理した。

6 個別外部監査について

請求人が求めている個別外部監査については、個別外部監査によらなければならない特段の事情はなく、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認めず、監査委員により監査を行うこととした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成20年度政務調査費のうち、請求人が違法支出とした人件費、事務所費（事務所賃借料、駐車場賃借料）、資料作成費、その他の経費（自動車リース料）、目的外個人支出が不適切な支出であるかどうか、市長が政務調査費の返還請求を怠っているかどうか、を監査の対象とした。

監査対象部局については議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務調査費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証明する書類の写し（以下「添付書類」という。）」は、条例第14条により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張し、返還勧告を求めている支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年8月31日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 人件費について

情報公開された職員雇用台帳及び領収書等の氏名はすべて黒塗りされており、誰を雇用したのか全くわからず、家族、友人、後援会員などを雇用したことにして政務調査費を支出したと偽造することも可能であり、情報公開の際に個人情報としてすべての雇用者氏名を黒塗りしている金沢市は、不正支出隠蔽に加担していると批判されても仕方がなく、職員雇用台帳及び領収書等の雇用者氏名の黒塗り決定はただちに改めるべきである。

(2) 事務所費について

議会で一度も質問していない議員及び政策提言のない質問しかしていない議員が多数おり、これらの議員が政務調査専用事務所であるとして政務調査費の事務所費を支出していると収支報告書に記載していることは、市民には全く理解できない。

(3) 個別事例

ア 木下和吉議員

木下和吉議員は、平成20年度の議会において一度も質問をしていない議員の一人であり、調査研究活動の内容を知ることができず、どのような調査研究活動のために人件費、事務所費、車リース料が必要であったのかということに記載した文書が何もなく、これ以外の項目の支出が全くない極めて不自然な支出実態である。

イ 上田章議員

平成20年2月25日に締結された(株)上善との建物の賃貸契約については、契約物件の所有者は上田議員本人となっていることから、賃貸契約は偽造されたものであり、上田議員は(株)上善に事務所費を支出していたとは考えられず、違法支出であることは明らかである。

ウ 苗代明彦議員

平成19年5月1日に締結された(株)イチコーマックスとの賃貸契約については、契約物件の所有者は苗代議員本人となっていることから、賃貸契約は偽造されたものであり、苗代議員は(株)イチコーマックスに事務所費を支出していたとは考えられず、賃料月額2分の1を計上している事務所費は、按分の有無に関係なく違法支出である。

エ 宮崎雅人議員

平成19年4月30日に締結された(有)宮崎空調電設との賃貸契約については、事務所及び駐車場の所在地が記載されておらず、契約書の不備は明らかである。また、この会社の役員は、取締役宮崎雅人及び取締役宮崎節子だけで、代表取締役という役職は記載されていないことから、賃貸契約は偽造されたものであり、賃料月額2分の1を計上している事務所費は、按分の有無に関係なく違法支出である。

オ 安居知世議員

携帯電話の購入費としての支出については、規則の例示には携帯電話の利用料金の記載はあるものの、携帯電話の購入費が認められているわけではなく、明らかに違法支出である。また、コンサートチケットの半券のみが収支報告書に添付されているものについては、私的個人支出であり、政務調査費の調査支出とは認められず、あて名が記載されていない領収書は、コンサートチケットの半券と同様、誰に発行されたものかわからないので、支出証拠とはならず違法支出である。

[新たに提出された証拠書類] (事実証明書の追加)

金沢市議会の質問実態 (平成20年度)

木下和吉議員の提出文書

株式会社上善及び上田章の「建物賃貸借契約書」

苗代明彦議員の提出文書 (職員雇用台帳、領収書No. 2、事務所賃貸借契約書及び平成20年度政務調査費出納簿)

宮崎雅人議員の提出文書 (職員雇用台帳、領収書番号No.115、領収書番号No.103、領収書番号No.134、賃貸契約書及び平成20年度政務調査費出納簿)

安居知世議員の提出文書 (領収書129、領収書109、領収書117、領収書143、領収書144、領収書162、領収書163、領収書168、領収書246、領収書247、領収書252、領収書256、平成20年度政務調査費出納簿、雇用者の「主たる事務」、職員雇用台帳及び領収書35)

高岩勝人議員の領収書番号202、203、領収書番号204及び平成20年度政務調査費出納簿

山本由起子議員の領収書番号166及び平成20年度政務調査費出納簿

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成22年8月31日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務調査費支出の確認について

議会事務局では、収支報告書提出の際に、使途基準に沿った支出が行われているかなどについて、事務的な確認を行っている。

(2) 政務調査費の使途について

政務調査費については、議会や議員の活動の特殊性に鑑み、執行部等からの独立性を確保し、自主性を損なわないよう配慮されるべきものであり、議員が行う調査研究活動として「明らかに充てることができないもの」を除き、条例に定める使途基準に反する目的外の支出であるということとはできないと考えている。金沢市議会では、平成20年6月の条例改正時に使途基準の明確化を図り、条例第8条及び規則第5条に規定しており、請求人が返還を求める各議員の使途については、「明らかに充てることができないもの」とは考えていない。

5 関係人調査(その2)

請求人が違法支出と主張し、返還勧告を求めている支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、各議員(32名)に対し、各支出項目ごとの調査票の提出を求め、必要に応じ事情を聴取するなど精査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費制度の概要

ア 自治法の規定

自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

イ 本市における政務調査費の交付の経緯

自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「改正前条例」という。)」を制定し、同年4月1日から施行した。

改正前条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に条例改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。

ウ 交付手続等

政務調査費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。

市長は、条例第6条の規定により、交付する政務調査費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。

前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。

市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務調査費を交付する。

前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。

議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

使途基準については、条例第8条の規定により、規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。規則で定める使途基準には、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の10項目が示されており、また、政務調査費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費の経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費」、「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の目安

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す「金沢市議会政務調査費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）」を作成している。運用の手引きにおいては、政務調査費執行に当たった原則として、

調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。

政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。

支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

を掲げるとともに、規則別表に記載している使途基準の例示のほかに「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成20年度政務調査費の交付等について

ア 交付

市長は、平成20年7月1日に交付申請書を受領し、交付する政務調査費の額を180,000円×9月=1,620,000円と決定、その旨を同日付で政務調査費交付決定通知書により、議長を経由して、各議員に通知している。

交付の決定通知を受けた議員は、四半期ごとに政務調査費の交付を市長に請求し、市長は、議員に対して四半期ごとに当該政務調査費540,000円を交付している。

イ 収支報告

条例に基づく平成20年度政務調査費については、平成21年4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出されており、議長は同年5月26日に市長に収支報告書の写しを送付している。

議会事務局においては、収支報告書の提出の際に、使途基準に沿った支出がなされているかどうかなど、事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

ア 基本的な考え方

本市の政務調査費は、自治法第100条第14項の規定を受けて制定した条例及び規則に基づいて交付されて

おり、その用途基準についても条例第8条及び規則第5条で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務調査費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに用途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

一方で、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるもの（平成19年2月9日札幌高裁）」とされており、また、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるとしているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきもの」「調査研究活動に係る支出が用途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。（以上、平成22年3月26日青森地裁）」とした裁判例も出てきている。

そこで、本件監査に当たっては、条例、規則、運用の手引きで規定されている用途基準に、上記の考え方を踏まえた判断基準を加えたものを「具体的判断基準」とし、証拠書類等により支払の事実が確認できるかどうか、及び政務調査費の用途が適切であるか否かを判断し、不適切な支出の有無について確認することとした。

イ 具体的判断基準

具体的な判断基準は、別紙第2「政務調査費支出の適否についての具体的判断基準（以下「監査基準」という。）」のとおりとした。

(2) 人件費について

請求人が違法支出であると主張した人件費支出については、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動を補助する職員を雇用する経費としての支払の事実が認められた。

また、請求人の「雇用している職員が議員の行う調査研究活動を補助する業務の具体的内容を記載した証拠書類を添付していない。」という主張については、条例、規則及び運用の手引きではこれらの証拠書類の添付を義務付けておらず、書類の添付がないことだけで不適切な支出であるとはいえず、「領収書に記載されている「発送業務」、「あて名書」及び「通信発送業務」は、議員が行う調査研究活動補助業務ではなく、升議員の領収書に記載されている「議会パソコン原稿入力料」24,000円についても政務調査費支出とは認められない。」との主張についても、前記の基本方針に基づき、その業務内容についての当否は判断せず、監査基準に照らして判断すると、これらの業務に係る費用に政務調査費を充てることができないという規定はなく、不適切な支出であるとはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、運用の手引きでは、生計を一にする親族の雇用は認めないこととしているが、運用の手引きにより人件費を支出した場合に提出を義務付けている「職員雇用台帳」に、生計を一にする親族でないことを証明する議員の自署及び捺印欄があり、請求人が人件費の違法支出をしたと主張している26名の議員全員の当該証明に係る自署捺印を確認したことから、このことについても、不適切な支出とはいえない。

(3) 事務所費について

請求人が違法支出であると主張した事務所費支出については、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な事務所及び来客のために設置する駐車場の賃借料としての支払の事実が認められた。また、関係人調査により、調査研究活動のために使用したかどうか確認したところ、政務調査費を全額充当している議員については、関係人調査で政務調査専用事務所として使用していたとの申立てがあり、支払額の2分の1を政務調査費で充当している議員については、主に調査研究活動用に使用していたことを確認した。

請求人の「事務所費として支出しているもののうち、事務所の賃借料を支出している15名の議員について、

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所であるとの証拠書類は皆無であり、政務調査費の事務所費支出とは認められないほか、各議員の後援会活動用の事務所と推認できるので、目的外の違法支出である。」との主張については、人件費支出と同様、条例、規則及び運用の手引きではこれらの証拠書類の添付を義務付けておらず、書類の添付がないことだけで不適切な支出であるとはいえず、また、後援会活動用の事務所と推認できるとの主張には客観性が無く、請求人の主張には理由がない。駐車場の賃借料についても、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所専用駐車場であるという証拠書類の添付がないとしているが、事務所の賃借料と同様に、書類の添付がないことだけでは不適切な支出とはいえない。

また、請求人は、議員本人の持ち物を借りた形にして公金を取得したり、親族の持ち物を借りて公金を取得しているので違法支出であると主張しているが、条例、規則及び運用の手引きには議員本人及びその親族との契約関係を制限する規定がないことから、このことについても、不適切な支出とはいえず、請求人の主張には理由がない。

(4) 資料作成費について

ア 山野之義議員

請求人が違法支出であると主張した資料作成費支出について、添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費としての支払の事実が認められた。

請求人は、「読後感想文集発行支出であり、議員の行う調査研究活動のために必要な資料とは認められない。」と主張しているが、実際に当該資料作成費支出により発行された「一夜一冊」の内容を確認すると、調査研究活動を行うための手段としての自己の見解・主張が記されている箇所も見受けられ、調査研究活動とは全く関連がないとは断言できず、不適切な支出とはいえないことから、請求人の主張には理由がない。

イ 松村理治議員

請求人が違法支出であると主張した資料作成費支出について、添付書類を確認したところ、請求人の主張どおり領収書のあて名が「松村理治後援会事務所」と記載されていた。

運用の手引きにおいて、領収書のあて名が後援会の名前になっている領収書は不可としていることから、これを採用した監査基準に照らし合わせても、不適切な支出に当たると判断した。

しかしながら、請求人は、違法支出金額から自己資金額を除いた額の返還請求を求めており、不適切な支出と判断した額(27,500円)は、自己資金額(191,937円)と比べ額が少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえないことから、返還勧告する必要がないものと判断した。

(5) その他の経費(自動車リース料)について

請求人が違法支出であると主張した自動車リース料の支出について、添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。

請求人の「自家用車のリース代は、車社会の今日では、議員報酬で支出すべきである。」という主張には客観性が無く、「政務調査費で支出する場合は、議員の行う調査研究活動のために必要であるということを明らかにしなければならず、その証拠書類を添付していないので、政務調査費支出とは認められない。」と主張しているが、人件費支出や事務所費支出と同様、条例、規則及び運用の手引きではこれらの証拠書類の添付を義務付けておらず、書類の添付がないことだけで不適切な支出であるとはいえず、請求人の主張には理由がない。

一方、木下和吉議員が自動車リース料として支出した額の全額(270,000円)を政務調査費で充当している件については、運用の手引きにおいて「自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。」と記載されていることから、政務調査費で充当した額の1/2は、政務調査費支出として認められるものの、残りの1/2(135,000円)については、不適切な支出に当たると判断した。

しかしながら、請求人は、違法支出金額から自己資金額を除いた額の返還請求を求めており、不適切な支出と判断した額(135,000円)は、自己資金額(155,500円)と比べ額が少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえないことから、返還勧告する必要がないものと判断した。

(6) 安居知世議員の目的外の個人支出について

請求人が違法支出であると主張した携帯電話購入費やコンサートチケット代金等の支出について、添付書類を確認したところ、携帯電話購入費については、調査研究活動のために必要な経費としての支払の事実が認め

られた。請求人は、「規則の例示には携帯電話の利用料金の記載はあるものの、携帯電話の購入費が認められているわけではない。」と主張しているが、携帯電話の購入費が政務調査費の対象外である旨の記載はされておらず、規則に例示されていないことをもって、不適切な支出であるということは断言できないことから、請求人の主張には理由がない。

一方、条例第10条において「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」を議長に提出することが義務付けられ、運用の手引きにおいても、あて名がない領収書は不可としていることから、これらを採用した監査基準に照らし合わせても、コンサートチケットの半券及びあて名が記載されていない領収書に対し政務調査費を充当した額(29,500円)については、不適切な支出に当たると判断した。

しかしながら、請求人は、違法支出金額から自己資金額を除いた額の返還請求を求めており、不適切な支出と判断した額(29,500円)は、自己資金額(452,459円)と比べ額が少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえないことから、返還勧告する必要がないものと判断した。

(7) その他

ア 会派共用費

請求人が違法支出であると主張している会派共用費であるが、請求人が違法支出金額としている18,508,726円及び返還請求を求める金額15,167,499円の内訳に会派共用費が含まれておらず、請求人が求めているのは、「会派及び議員交付」とする条例改正等の措置の勧告である。しかし、このことについては、自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

イ 個別外部監査の実施及び政務調査費減額の暫定措置

これらのことについても、自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(8) 関係職員の内怠る事実の存否

議会事務局では、平成20年度政務調査費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、一部に不適切な支出が認められたが、返還請求勧告するまでには至っていないことから、市長並びに関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(9) 結論

以上のとおり、一部に不適切な支出が認められたが、いずれもその額は自己資金額より少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

なお、個別の判断結果は、別表「議員別一覧表」のとおりである。

3 意見

政務調査費制度は、その制度が創設された趣旨として、「地方議会の活性化を図るためにその審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会の会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点からその用途の透明性を確保する。」とされている。

本市においては、制度創設と時期を同じくして、平成13年に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を制定し、議員1人当たり月額25万円の政務調査費を会派に支給してきた。しかし、今回の請求以前にも市民から二度にわたる住民監査請求を提起され、それぞれが住民訴訟にまで至っており、平成15年度政務調査費に係る住民訴訟においては、名古屋高等裁判所金沢支部から1,542万円の返還請求を命じられるなど、政務調査費の用途の透明性確保に問題があったところである。

そこで、本市議会において、条例改正を含めた制度の見直しの検討を開始し、平成20年6月に条例を改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付けたことは評価できるところである。

しかしながら、条例改正後の平成20年度政務調査費においても、今回、住民監査請求が提出され、監査結果は

前述のとおり返還請求勧告にまでは至らなかったものの、不適切な支出と認定した事例も出ている。また、使途基準では政務調査費を充当できるとされているものであっても、近時の裁判例で違法とされたものもあることから、これらを踏まえて、以下のとおり意見を付言する。

(1) 議長による使途基準等の周知徹底について

収支報告書と会計帳簿の写し及びその他の当該支出に係る事実を証する書類の写しは、各議員から議長に提出され、議長は、政務調査費の適正な運用を期すために、必要に応じ調査を行うことが条例第12条に規定され、さらに運用の手引きにおいて、具体的な使途基準や領収書のチェック要領等が示されている。

しかしながら、今回、不適切な支出と認定したものの以外にも、領収書の要件に不備があったものの関係人調査によりその内容の妥当性が確認されたものもあったことから、議長においては、収支報告書提出後の点検調査はもちろんのこと、議員に対し、改めてその条例、規則及び運用の手引きで規定されている使途基準や領収書等の取扱いについて周知徹底することが望まれる。

(2) 議会事務局の予算執行部局としてのチェック体制の確立及び強化について

条例第11条では、議長は、収支報告書の写しを市長に送付することとなっているが、添付書類については送付がなく、同第13条で市長は、交付総額から使途基準に従い支出した額を控除した残余额の返還を命ずることができるとしながらも、収支報告書だけでは、使途基準に従った支出であるかどうかを判断することができないため、収支報告書に記載された残額のみを返還請求しているのが実情である。

予算執行部局でもある議会事務局においては、公金である政務調査費支出についての説明責任を果たす必要があることは当然のことであり、議長保管の添付書類を確認することが可能となるよう所要の措置を講じることが望まれる。

(3) 親族等に対する政務調査費支出について

請求人の「議員本人の持ち物を借りた形にして公金を取得したり、親族の持ち物を借りて公金を取得しているので違法支出である。」との主張に対し、条例、規則及び運用の手引きには議員本人及びその親族との契約関係を制限する規定がなく、不適切な支出とはいえないと判断したことは前述のとおりである。

しかし、近時の住民訴訟では、「当該事務所が、自宅と同一建物・敷地内にある場合や、自己所有物又は本人が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合には、そもそも事務所賃料（駐車場の賃借料も含む。）・維持費が発生していること自体に合理的な疑いが強く生じるから、このことは、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情といえることができる。また、当該事務所が近親者からの賃借又は近親者が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合には、それ自体が直ちに事務所賃料・維持費が発生していることに合理的な疑いを生じさせるものではないが、この場合においても、具体的事情によっては当該支出は議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く場合もありうる。（平成22年3月26日熊本地裁）」との裁判例も出てきており、今回の監査対象となった費目についても、各議員への関係人調査により、親族（生計を一つにしていない。）を雇用し人件費を支出しているものや、議員本人や親族が代表者等の機関となっている法人と契約し、事務所や駐車場の賃借料や自動車リース料を支出している例が見受けられる。

政務調査費は、あくまで公金の支出であり、たとえ生計を一つにしていなくても、親族関係のある個人や法人への支出に政務調査費を充当する場合には、金額及び相手方選定の合理性などについて、市民に説明できるものでなければならず、議会においては、政務調査費の親族等への支出について十分な検討を加えることが望まれる。

(4) 今後の政務調査費のあり方について

政務調査費については、全国的に住民監査請求及び住民訴訟の対象となっていることから、議会においては、他自治体の監査結果及び裁判例等を注視しながら、運用の手引き等の適時適切な見直しを図るとともに、使途の透明性を確保し政務調査費制度に対する市民の信頼に応えるよう期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書
金沢市長等に対する措置請求

原文のまま掲載し、事実証明書の内容の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 金沢市議会政務調査費は、平成20年6月12日に金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第2号)の改正(以下「改正条例」という。)によって、会派交付から議員交付となり、議員月額が25万円から18万円に減額となり、領収書等が添付されることとなった。

ところが、平成21年5月1日現在、中核市の議会の議員月額は平均11万円弱である。

当初、市民オンブズマン石川は、金沢市議会及び金沢市長に対し、ただちに月額7万円減額等の要望をおこなった。しかし、要望は無視されている。

領収書等の添付が金沢市議会議員に義務付けられた平成20年7月以降平成21年3月までの政務調査費の各議員の支出実態調査をするために情報公開請求し、開示された領収書等を基に、「議員の調査研究に資する」政務調査費であるか否かについて検討をおこなった。

その結果、別紙1及び下記のとおり、違法支出金額は18,508,726円もあることが明らかとなった。

ただし、返還請求を求める金額は15,167,499円である。

人件費は、「議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」である。

すべての議員が調査研究活動をしているとの前提で、支出証拠書類だけで政務調査費支出であるとは認められない。

森尾嘉昭議員及び升きよみ議員以外の25名の議員は、雇用している職員が議員の行う調査研究活動を補助する業務の具体的内容を記載した証拠書類を添付していない。

また、「発送業務」、「宛名書」及び「通信発送業務」は、議員が行う調査研究活動補助業務でないし、政務調査費の人件費支出業務と言えず、升議員の領収証No.229-3「議会パソコン原稿入力料」24,000円についても、政務調査費支出とは認められない。

よって、森尾議員及び升議員を除く25名の議員が雇用していた職員の人件費支出及び上記議員の1件の人件費支出は、目的外の違法支出である。

事務所費は、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費(例)事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」である。

賃貸借契約事務所の各領収書には議員が行う調査研究活動のために必要な事務所であるとの証拠書類は皆無である。

議員が行う調査研究活動のために必要な事務所であると認められる事務所であるとの証拠書類がない以上、政務調査費の事務所費支出とは認められない。

とりわけ、上田章議員及び苗代明彦議員は、議員本人の持ち物を借りた形にして公金を取得している。上田議員にいたっては、月額18万円中の15万円を自分が取得している。木下和吉議員、升議員、宮崎雅人議員、宮保喜一議員は、妻、娘、親戚の持ち物を借りて公金を取得している。木下議員にいたっては、月額18万円中の10万円を妻に支払っている。

よって、賃貸借契約事務所15名の議員の支出は、各議員の後援会活動用の事務所と推認できるので、目的外の違法支出である。

同様に、賃貸借契約駐車場についても、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所専用駐車場であるという証拠書類の添付はない。

資料作成費は、「議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(例)印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料」である。

山野之義議員の「領収書(No.222)」は、読后感想文集発行支出であり、議員の行う調査研究活動のために必要な資料作成とは認められない。

松村理治議員の「領収書(No.196)」は、宛名に「松村理治後援会事務所」と記載されている。後援会活動の経費であって資料作成費ではない。

その他の経費は、「上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費である。(例)携帯電話の利用

料金、自動車の燃料費又はリース料等』である。

ところで、自家用車のリース代は、車社会の今日では議員報酬で支出すべきである。政務調査費の支出であると認められる場合には議員の行う調査研究活動にどうしても必要であることを明らかにしなければならない。

車リース料を支出している11名の議員は、議員の行う調査研究活動に必要なとの証拠書類を添付していないので、政務調査費支出とは認められない。

自己資金が最も多い安居知世議員については、上記人件費以外にも、政務調査費と認められない目的外の個人支出である携帯電話購入費、コンサート・チケット代金等の違法支出がある。

- 2 人件費及び事務所費の合計額が政務調査費の支出合計額の3分の1以上になっている議員は、金沢市議会議員40名の半分の20名もいる。

木下議員は84%、上田議員は80%、宮保議員は78%、安達前議員は75%、井沢義武議員は73%、川裕一郎議員は67%、松井純一議員は66%、苗代議員及び澤飯英樹議員は59%と高割合になっている。

このように、本来の調査研究のために使う割合より、人件費及び事務所費に対する支払いが多いということは、本来の調査研究活動に使う必要がないという証拠である。裏返せば、人件費及び事務所費の支出も本来の政務調査のための支出ではないことを裏付けるものである。

- 3 これらの違法支出実態は、中核市議員の政務調査費平均月額より1議員月額が7万円超も多額であるゆえに政務調査費を使いきれない証拠でもある。

ところが、安居知世議員の452,459円の最高額をはじめ37名の議員は自己資金を加え政務調査費が不足しているかのような記載をしており、残額を記載している議員は大桑進議員の145,236円、升議員の128,811円、森尾議員の41,652円の3名の議員である。

- 4 改正条例は、『交付の対象』を『金沢市議会の議員の職にある者（以下『議員』という。）に交付する』（改正条例第2条）と規定し、改正条例に伴う金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第4号）（以下『改正規則』という。）の『使途基準』においては、『会派共用費』が『政務調査費使途基準』『項目』に加えられている。

『会派共用費』は、『所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費 / （例）事務機器の購入費又は賃借料、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費等』である。

議員交付の改正条例の趣旨を逸脱している改正規則の規定は、無効であり、「会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費」の支出は違法な支出となっている。

平成20年7月より平成21年3月までの違法な「会派共用費」支出の総額は、5,418,333円である（別表2）。

『会派及び議員交付』とし、会派交付の政務調査費の使途については経理責任者を置いて『会派共用費』を使途管理すべきである。

- 5 金沢市議会政務調査費は、改正前の条例制定時、金沢市長の裁量権を根拠とする補助金として会派に交付していた市政調査研究費の金額である1議員月額25万円をそのまま会派交付の政務調査費の金額としたものである。

ただちに、政務調査費を月額11万円とする暫定措置をとるとともに、個別外部監査をおこない、政務調査費の支出実態を把握した上で、適正な政務調査費の金額に改めるべきである。

- 6 請求人は、金沢市長が、別紙1記載の各議員に対し、各返還金額を金沢市へ返還するように求めるとともに政務調査費支出実態把握のための個別外部監査をただちに実施する措置をとり、金沢市議会議長に対し、ただちに議員月額7万円減額の暫定措置及び会派及び議員交付とする条例改正等必要な措置をとるように、それぞれ勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を求める。

- 7 なお、本件は、議員選出監査委員2名の除斥で金沢市監査委員2名による監査となるので、地方自治法第252条の43第1項に基づく個別外部監査を求める。

第2 請求人

金沢市橋場町6番17号 あさひ法律事務所

市民オンブズマン石川 代表幹事 林木 則夫

金沢市小坂町西61番地7

林木 則夫

第3 事実証明書

人件費の問題点

賃貸借契約事務所の問題点

事務所費？ 賃貸借駐車場

その他の経費 車リース料

明らかな違法支出

中核市の議会における 議員報酬&政務調査費

金沢市議会議長宛「要望書」

金沢市長宛「要望書」

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成20年度政務調査費収支報告書

平成20年度政務調査出納簿（上田章議員の1枚目）

金沢市議会の質問実態（平成20年度）

木下和吉議員の提出文書

株式会社上善及び上田章の「建物賃貸借契約書」

苗代明彦議員の提出文書（職員雇用台帳、領収書No. 2、事務所賃貸借契約書及び平成20年度政務調査費出納簿）

宮崎雅人議員の提出文書（職員雇用台帳、領収書番号No.115、領収書番号No.103、領収書番号No.134、賃貸契約書及び平成20年度政務調査費出納簿）

安居知世議員の提出文書（領収書129、領収書109、領収書117、領収書143、領収書144、領収書162、領収書163、領収書168、領収書246、領収書247、領収書252、領収書256、平成20年度政務調査費出納簿、雇用者の「主たる事務」、職員雇用台帳及び領収書35、）

高岩勝人議員の領収書番号202、203、領収書番号204、及び平成20年度政務調査費出納簿

山本由起子議員の領収書番号166及び平成20年度政務調査費出納簿

別紙1

違法支出金額及び返還金額

	議員氏名	人件費	賃貸借契約 事務所費	車リース料、駐車場 資料作成費、個人支出	違法支出金額	返還金額
1	秋 島 太		454,500円	車リース料 191,100円	645,600円	645,116円
2	安 達 前	460,000円	540,000円	車リース料 115,725円	1,115,725円	1,003,286円
3	粟 森 慨	606,000円			606,000円	568,512円
4	井 沢 義 武	540,000円	450,000円		990,000円	936,062円
5	上 田 章		1,350,000円		1,350,000円	1,121,628円
6	大 桑 進	286,000円	90,000円	駐車場 (1/2) 17,550円	393,550円	248,314円
7	川 裕一郎	480,000円	567,000円		1,047,000円	995,000円
8	木 下 和 吉	605,500円	900,000円	車リース料 270,000円	1,775,500円	1,620,000円
9	久 保 洋 子	50,000円			50,000円	24,273円
10	黒 沢 和 規	240,000円		車リース料 214,983円	454,983円	378,691円
11	小 阪 栄 進	388,000円			388,000円	372,383円
12	澤 飯 英 樹	490,000円		車リース料 270,000円	760,000円	732,873円
13	下 沢 広 伸	25,000円		車リース料 180,000円	205,000円	62,164円
14	高 村 佳 伸	360,000円			360,000円	285,628円
15	田 中 仁		540,000円	車リース料 131,823円	671,823円	659,622円
16	田 中 展 郎	450,000円		駐車場 45,000円	495,000円	149,910円
17	玉 野 道	215,000円		車リース料 153,090円	368,090円	362,422円

18	中西利雄	52,200円			52,200円	43,775円
19	苗代明彦	727,000円	292,500円		1,019,500円	747,407円
20	野本正人	340,000円			340,000円	293,655円
21	平田誠一	64,800円			64,800円	62,140円
22	増江啓	90,000円	407,835円		497,835円	484,779円
23	升きよみ	24,000円	325,000円		349,000円	220,189円
24	松井純一		400,000円		400,000円	376,170円
25	松村理治	518,400円	252,000円	資料作成費 27,500円	797,900円	605,963円
26	宮崎雅人	130,000円	225,000円	車リース料 123,480円	478,480円	407,915円
27	宮保喜一	455,250円	450,000円	駐車場 180,000円	1,085,250円	974,047円
28	森尾嘉昭			車リース料 81,270円	81,270円	39,618円
29	森一敏	140,000円			140,000円	129,932円
30	安居知世	450,000円		個人支出 73,180円	523,180円	70,721円
31	山野之義			資料作成費 447,300円	447,300円	39,280円
32	横越徹	345,950円		車リース料 209,790円	555,740円	506,024円
合 計					18,508,726円	15,167,499円

別紙2

会派共用費

	議員氏名	会派共用費
1	秋島太	189,000円
2	安達前	220,677円
3	栗森慨	144,384円
4	井沢義武	144,385円
5	上田章	90,000円
6	大桑進	251,697円
7	角野恵美子	189,000円
8	川裕一郎	144,384円
9	久保洋子	90,000円
10	黒沢和規	90,000円
11	小阪栄進	144,384円
12	小林誠	144,384円
13	清水邦彦	144,384円
14	下沢広伸	73,800円
15	新村誠一	144,385円
16	高岩勝人	73,800円
17	高村佳伸	90,000円
18	田中仁	144,385円
19	田中展郎	90,000円
20	中西利雄	144,385円
21	苗代明彦	144,385円
22	野本正人	90,000円
23	平田誠一	260,000円
24	福田太郎	90,000円
25	不破大仁	90,000円
26	増江啓	189,735円

27	升 きよみ	251,697円
28	松 井 純 一	189,000円
29	松 村 理 治	144,385円
30	宮 崎 雅 人	90,000円
31	宮 保 喜 一	90,000円
32	森 尾 嘉 昭	251,697円
33	森 一 敏	260,000円
34	安 居 知 世	90,000円
35	山 野 之 義	90,000円
36	山 本 由起子	260,000円
37	横 越 徹	90,000円
合計金額		5,418,333円

(別紙第2)

政務調査費支出の適否についての具体的判断基準

基本的事項

1 政務調査費を充てることができない経費

規則(備考2)	運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティ及び政治資金パーティ出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・社会通念上「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。) ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・カーナビ購入費(リース車両に設置されたもの以外) ・自宅事務所の賃料

7 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等との重複）
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄付に該当する経費 ・祭りへの寄付や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 その他政務調査費としての支出が不適切な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶やテープカットだけの会合への出席費用 ・自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
10 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書添付義務付け

【条例、規則】

条例第10条

政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

規則

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(10) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

参考 領収書のチェック要領

項目	注 意 事 項
1 日 付	領収した日が記載してあること。
2 あ て 名	<p>議員名が記載してあること（会派共用費として支出するものについても、あて名を議員名とする。但し会派が業者等から徴収した領収書の写しを添付すること。）。</p> <p>あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可</p> <p>あて名が 事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであっても、申立書等により政務調査活動のために支出したことが確認されたものについては、政務調査費の充当を認める。</p>
3 発 行 者	記名押印がされていること。
4 金 額	支出した金額が記載されていること。
5 但 書 き	<p>何の代金か明確に記載してあること。</p> <p>お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可</p> <p>但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務調査費の充当を認める。</p>

6	印 紙	領収書の記載金額3万円以上(消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額)の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務調査費の充当を認める。
7	記載事項の訂正	訂正箇所にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者の押印(訂正印)がしてあること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書(ATM利用明細票など)は、日付、依頼人(議員名)、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途(内容)が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し(クレジットカードの明細写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の該当部分の写しを提出してください。クレジットカードの明細も同様です。
10	レシ-ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 あて名の記載がないレシートはレシートにあて名を補記する。

「注意事項」欄の記載文字がゴシック体のものは、本件監査に当たり、判断するに当たっての基本的考え方を踏まえ追加した判断基準である。

費目別使用基準

1 人件費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費使用基準」

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

具体的な例(賃金、交通費など)

- ・職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。
生計を一つにする親族の雇用は認めないこととします。
- ・政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ・政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

2 事務所費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費使用基準」

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(例)事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等

【運用の手引き】

その他の例

- ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・事務所通信費(電話代、テレビ受信料、インターネット料金等)
- ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・その他の雑費(事務用品、消耗品等)
- ・政務調査費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

<p>按分等指針参照</p> <p>事務所の要件</p> <p>事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できるものとします。</p> <p>なお、事務所等の不動産の購入費に政務調査費を充当することはできません。</p> <p>(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。</p> <p>(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。</p> <p>(ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。</p> <p>また、事務所の賃借料を政務調査費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。</p>																																	
<p>事務所経費の按分方針</p> <p>議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。</p> <p>ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくこととします。</p> <p>[事務所を住居等と共用する場合]</p> <p>可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。</p> <p>なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務調査費を充当することはできないものとします。</p>																																	
<p>事務所経費への充当限度額</p> <p>事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)</th> <th colspan="4">費 目</th> </tr> <tr> <th>光 熱 費</th> <th>通 信 費</th> <th>上下水道代金</th> <th>賃 借 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究活動専用事務所</td> <td>全 額</td> <td>全 額</td> <td>全 額</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>調査研究活動事務所 + 政治団体事務所</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>調査研究活動事務所 + 住居等</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>調査研究活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目				光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料	調査研究活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額	調査研究活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	調査研究活動事務所 + 住居等	1/2	1/2	-	-	調査研究活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3	1/3	-	-
事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目																																
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料																													
調査研究活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額																													
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2																													
調査研究活動事務所 + 住居等	1/2	1/2	-	-																													
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3	1/3	-	-																													
<p>光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等</p> <p>通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等</p>																																	
<p>事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例</p> <p>なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算出によるものとします。</p> <p>(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）</p> $\frac{\text{調査研究活動 (A\%)}}{\text{調査研究活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$ <p>(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（面積按分）</p> $\frac{\text{調査研究活動 (A\%)}}{[\text{調査研究活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)] \times \text{事務所部分面積 (m}^2\text{)} / \text{全体面積 (m}^2\text{)}}$ <p>(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分比率（日常生活用務を加えて按分）</p> $\frac{\text{調査研究用務 (A\%)}}{\text{調査研究用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%) + 日常生活用務 (E\%)}}$																																	

3 資料作成費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費使途基準」

議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

(例)印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等

【運用の手引き】

その他の例

- ・原稿料
- ・資料作成に係るフィルム代、現像代
- ・事務機器の購入費又は賃借料(資料作成に係るものに限る)は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。

4 その他の経費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費使途基準」

上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

(例)携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等

【運用の手引き】

- ・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万円/月とします。

(別表)

議員別一覧表

(単位:円)

議員名	費目名	請求人が主張する違法支出金額	監査委員が政務調査費の充当を確認した金額	のうち、監査委員が不適切と認定した金額	自己資金額	返還勧告額	備考
秋島 太	事務所賃借料	454,500	454,500	0	484	0	
	自動車リース料	191,100	191,100	0			
安達 前	人件費	460,000	460,450	0	112,439	0	
	事務所賃借料	540,000	480,000	0			
	自動車リース料	115,725	125,713	0			
粟森 慨	人件費	606,000	606,000	0	37,488	0	
井沢 義武	人件費	540,000	540,000	0	53,938	0	
	事務所賃借料	450,000	450,000	0			
上田 章	事務所賃借料	1,350,000	1,350,000	0	228,372	0	

大桑 進	人件費	286,000	286,000	0	0	0	
	事務所賃借料	90,000	90,000	0			
	駐車場賃借料	17,550	35,100	0			
川 裕一郎	人件費	480,000	480,800	0	52,030	0	
	事務所賃借料	567,000	567,000	0			
木下 和吉	人件費	605,500	605,500	0	155,500	0	
	事務所賃借料	900,000	900,000	0			
	自動車リース料	270,000	270,000	135,000			
久保 洋子	人件費	50,000	50,000	0	25,727	0	
黒沢 和規	人件費	240,000	240,000	0	76,292	0	
	自動車リース料	214,983	214,983	0			
小阪 栄進	人件費	388,000	388,800	0	15,617	0	
澤飯 英樹	人件費	490,000	490,000	0	27,127	0	
	自動車リース料	270,000	270,000	0			
下沢 広伸	人件費	25,000	125,000	0	142,836	0	
	自動車リース料	180,000	180,000	0			
高村 佳伸	人件費	360,000	360,000	0	74,372	0	
田中 仁	事務所賃借料	540,000	540,000	0	12,201	0	
	自動車リース料	131,823	147,176	0			
田中 展郎	人件費	450,000	450,000	0	345,090	0	
	駐車場賃借料	45,000	40,000	0			
玉野 道	人件費	215,000	215,000	0	5,668	0	
	自動車リース料	153,090	153,090	0			
中西 利雄	人件費	52,200	52,200	0	8,425	0	
苗代 明彦	人件費	727,000	727,000	0	272,093	0	
	事務所賃借料	292,500	292,500	0			
野本 正人	人件費	340,000	340,000	0	46,345	0	
平田 誠一	人件費	64,800	64,800	0	2,660	0	
増江 啓	人件費	90,000	90,000	0	13,056	0	
	事務所賃借料	407,835	407,835	0			
升 きよみ	人件費	24,000	24,000	0	0	0	
	事務所賃借料	325,000	338,340	0			
松井 純一	事務所賃借料	400,000	517,500	0	23,830	0	
松村 理治	人件費	518,400	518,400	0	191,937	0	
	事務所賃借料	252,000	252,000	0			
	資料作成費	27,500	27,500	27,500			
宮崎 雅人	人件費	130,000	130,000	0	70,555	0	
	事務所賃借料	225,000	225,000	0			
	自動車リース料	123,480	123,480	0			
宮保 喜一	人件費	455,250	455,250	0	0	0	
	事務所賃借料	450,000	450,000	0			
	駐車場賃借料	180,000	180,000	0			
森尾 嘉昭	自動車リース料	81,270	81,270	0	0	0	
森 一敏	人件費	140,000	140,000	0	10,068	0	
安居 知世	人件費	450,000	450,000	0	452,459	0	
	その他の経費等	73,180	73,180	29,500			
山野 之義	資料作成費	447,300	447,300	0	408,020	0	

横越 徹	人件費	345,950	345,950	0	49,716	0	
	自動車リース料	209,790	209,790	0			
計		18,508,726	18,719,507	192,000	-	0	

- 1 自動車リース料は1 / 2のみ政務調査費充当可能
- 2 領収書あて名が「松村理治後援会事務所」となっているもの
- 3 コンサートチケット半券及びあて名が記載されていない領収書

平成22年(2010年)10月1日 印刷
平成22年(2010年)10月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄